

平成27年

第1回市議会定例会 議案第31号

函館市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する
条例の制定について

函館市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を
次のように定める。

平成27年2月26日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和
31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、函館市教育
委員会教育長（以下「教育長」という。）の職務に専念する義務の特
例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あ
らかじめ函館市教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を
免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、函館市教育委員会が特に必要と認め
て定める場合

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で
定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定に基づきなお従前の例により在職する函館市教育委員会教育長については，同項の規定に基づき在職する間は，この条例の規定は適用しない。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い，教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため